



# 資料編

## 資料編

## 資料1 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の概要

## (1) 自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

<b>目的規定の改正（第1条）</b>
○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加
<b>基本理念の追加（第2条第1項・第5項）</b>
○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない
<b>国の責務の改正（第3条第3項）</b>
○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助
<b>自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）</b>
○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開
○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開
<b>関係者の連携協力（第8条）</b>
○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
<b>都道府県自殺対策計画等（第13条）</b>
○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める
<b>都道府県・市町村に対する交付金の交付（第14条）</b>
○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付
<b>基本的施策の拡充</b>
〔調査研究等の推進・体制の整備〕（第15条）
① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用を推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
② 国・地方公共団体による①の施策の効率の良かつ円滑な実施に資するための体制の整備
〔人材の確保等〕（第16条）
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加
〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕（第17条）
① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定
② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める
〔医療提供体制の整備〕（第18条）
自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定
<b>必要な組織の整備（第25条）</b>
○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備
<b>施行期日（附則）</b>
○ 平成28年4月1日から施行

出典：平成28年12月 第1回 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会資料

(2) 新たな自殺総合対策大綱の概要

## 「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

### 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

- 生きることの**包括的な支援**として推進する
- 関連施策との**有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
- 対応の**段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
- 実践と啓発を両輪として推進する
- 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
- 社会全体の自殺リスクを低下させる**
- 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
- 遺された人への支援を充実する
- 民間団体との連携を強化する
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
- 勤務問題による自殺対策を更に推進する**

#### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

#### 第6 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における**計画的な自殺対策の推進**
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し

## 自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p><b>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策「ツケ」の作成</li> <li>地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成</li> <li>地域自殺対策推進センターへの支援</li> <li>自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進</li> </ul>	<p><b>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施</li> <li>児童生徒の自殺対策に資する教育の実施</li> <li><b>教育の仕方に関する教育の推進</b></li> <li>自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及</li> <li>うつ病等についての普及啓発の推進</li> </ul>	<p><b>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用</li> <li><b>革新的自殺研究推進プログラム</b></li> <li>先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供</li> <li>子ども・若者の自殺調査</li> <li>死因究明制度との連動</li> <li>オンライン施設等の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析</li> </ul>	<p><b>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療等に関する専門家などを養成する大学や専門学校等と連携した自殺対策教育の推進</li> <li>自殺対策の連携調整を担う人材の養成</li> <li>かかりつけ医の資質向上</li> <li>教職員に対する普及啓発</li> <li>地域保健・産業保健スタッフの資質向上</li> <li>ゲートキーパーの養成</li> <li>家族や知人等を含めた支援者への支援</li> </ul>	<p><b>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>地域における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>学校における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進</li> </ul>	<p><b>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医療、保健、福祉等の協働性の向上、専門職の配置</li> <li>精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等</li> <li>うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハリスクワ対策</li> </ul>
<p><b>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT(インターネットやSNS等)の活用</li> <li>いじめや児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実</li> <li>妊娠への支援の充実</li> <li>相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化</li> <li>関係機関等の連携に必要な情報共有の周知</li> <li>自殺対策に資する居場所づくりの推進</li> </ul>	<p><b>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備</li> <li>医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化</li> <li>居場所づくりとの連動による支援</li> <li>家族等の身近な支援者に対する支援</li> <li>学校、職場等での事後対応の促進</li> </ul>	<p><b>9. 遺された人への支援を充実する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺族の自助グループ等の運営支援</li> <li>学校、職場等での事後対応の促進</li> <li>遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</li> <li>遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上</li> <li>遺児等への支援</li> </ul>	<p><b>10. 民間団体との連携を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体の人材育成に対する支援</li> <li>地域における連携体制の確立</li> <li>民間団体の相談事業に対する支援</li> <li>民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援</li> </ul>	<p><b>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめを苦にした子どもの自殺の予防</li> <li>学生・生徒への支援充実</li> <li>SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>子どもへの支援の充実</li> <li>若者への支援の充実</li> <li>若者の特性に応じた支援の充実</li> <li>知人等への支援</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働の是正</li> <li>職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>ハラスメント防止対策</li> </ul>

出典：平成29年7月閣議決定資料

## 資料2 いわき市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法の基本理念に則り、自殺の健康要因と社会的要因に関わる庁内関係部署相互の緊密な連携と協力のもと自殺対策の推進を図るため、いわき市自殺対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺の実態及び要因の把握に関すること。
- (2) 自殺対策の検討及び推進に関すること。
- (3) 各種関係機関及び団体との連携強化に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、保健所次長の職にある者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 連絡会議には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には、保健所次長の職にある者を、副委員長には地域保健課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総括し、連絡会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、関係職員又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 連絡会議の構成委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

## 別表（第3条関係）

総合政策部	政策企画課長、ふるさと再生課長、ふるさと発信課長、
総務部	職員課長
市民協働部	市民生活課長、消費生活センター所長、国保年金課長
保健福祉部	保健福祉課長、障がい福祉課長、地域包括ケア推進課長、 長寿介護課長、地域保健課長
こどもみらい部	こども家庭課長
産業振興部	商業労政課長
教育委員会	学校教育課長
消防本部	警防課長
病院局	いわき市医療センター 医事課長

### 資料3 いわき市保健医療審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いわき市保健医療審議会条例(平成10年いわき市条例第43号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、いわき市保健医療審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき、審議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 生活衛生対策部会
- (2) 地域保健と職域保健の連携推進に関する協議部会
- (3) 歯科口腔保健協議部会
- (4) 食育推進協議部会
- (5) 自殺対策協議部会

(所掌事務)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める事項について審議する。

- (1) 生活衛生対策部会 生活衛生対策
- (2) 地域保健と職域保健の連携推進に関する協議部会 地域・職域の連携による健康づくり対策
- (3) 歯科口腔保健協議部会 歯科口腔保健を推進するための対策
- (4) 食育推進協議部会 食育を推進するための対策
- (5) 自殺対策協議部会 心の健康に関する対策

(組織)

第4条 部会は、委員及び専門委員で組織する。

(会議)

第5条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 会議は、その属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健所総務課において処理する。

2 生活衛生対策部会の庶務は、保健所生活衛生課において処理する。

3 歯科口腔保健協議部会、食育推進協議部会及び自殺対策協議会の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

4 地域保健と職域保健の連携推進に関する協議部会の庶務は、案件により保健所総務課または保健所地域保健課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 2 日から施行する。

## 資料4 いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 いわき市保健医療審議会条例第7条(平成10年いわき市条例第43号)に基づき、健康いわき21「誰もが安全に、安心して暮らせるまち」の実現のため、「生きることの包括的支援」として、本市の自殺対策関連施策の総合的かつ効果的な展開を図ることを目的として、いわき市保健医療審議会自殺対策協議部会(以下「部会」)を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、市における自殺対策(生きることの包括的支援)に関する次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 健康いわき21の心の健康に係る施策の進捗状況の把握等に関する事。
- (2) 自殺対策を推進するための基本的方向に関する事。
- (3) 自殺対策を推進するための関係機関、団体との連携・調整に関する事。
- (4) その他、心の健康に関する事。

(組織)

第3条 部会は、委員及び専門委員で組織する。

(任期)

第4条 委員及び専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 部会の会議(以下「部会」)は、保健医療審議会議長の指名を受けた部会長が召集し、部会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、いわき市保健所において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年7月24日から施行する。

## 自殺対策協議部会名簿

	氏名	団体名	区分
1	矢本 聡	東日本国際大学健康福祉学部	委員・部会長
2	廣瀬 芳史	いわき市医師会	専門委員
3	水野 英一	福島県精神保健福祉士会	専門委員
4	大橋 亜希子	特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき	専門委員
5	小林 裕明	いわき商工会議所	専門委員
6	岩崎 優二	福島県弁護士会いわき支部	専門委員
7	篠原 清美	いわき市民生児童委員協議会	専門委員
8	箱崎 洋一	いわき市PTA連絡協議会	専門委員
9	三瓶 詔宏	いわき労働基準監督署	専門委員
10	清水 寛	平公共職業安定所	専門委員
11	藁谷 聡	いわきグリーンケア協会	専門委員
12	横田 勝秋	いわき市中学校長会	専門委員
13	四家 真澄	いわき教育事務所（高校）	専門委員

## 資料5 計画策定の経緯

## (1) いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会

回数	開催日	主な議題
第1回	平成30年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市自殺対策計画策定の概要とスケジュール</li> <li>健康いわき21 アンケート結果について</li> <li>庁内関連事業の把握について</li> </ul>
第2回	平成31年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市自殺対策計画（計画案）について</li> </ul>

## (2) いわき市自殺予防対策庁内連絡会議経過

回数	開催日	主な議題
第1回	平成30年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市自殺対策計画策定の進捗状況と今後の進め方</li> <li>庁内関連事業の把握（棚卸し）について</li> </ul>
第2回	平成31年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市自殺対策計画（計画案）について</li> </ul>

## (3) パブリックコメント

公募期間	平成30年12月25日（火）～平成31年1月15日（火）（22日間）
意見件数	1人（延 1件）
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価指標の設定について 評価項目に、電話・来所・文書等による相談件数（延件数/年）をあげ、目標値を相談件数が増加としていることについて</li> </ul>